2020-02-043

「官民の連携による公共事業の推進」の提言

提　言

2020年2月

土佐経済同友会

「官民の連携による公共事業の推進」の提言

土　佐　経　済　同　友　会
代表幹事　　小川　雅弘
代表幹事　　佐竹　新市
産学官金連携委員長　藤島　和典

《提言の趣旨》

人口減少社会が到来するなか、持続可能な住民サービスを実現するためには、官民（産学金）が連携して公共事業を行うことが必要な時期になっていると考えています。国も、官（地方公共団体等）民（産学金）が連携して公共事業を行う方法として、PFI 法に則った事業を推奨しています。PFI 事業[1]を選択することにより、民間の知恵が生かされ住民にとって最適な公共サービスの提供が可能となるほか、民間業者選択段階での公平性や透明性が担保されます。

残念ながら高知県民に PFI 事業が正しく理解されていないという現状がありますが、すでに県内の幾つかの自治体が取組んでいるように、高知県全体として避けては通れない時期に来ていると考えます。

また、PFI 事業の実施方法にも工夫の余地があると考えられます。例えば、県内企業が PFI 事業に関する経験値を積むためには、小規模な案件も PFI 事業の対象としたり、事業方式を多様化したりすることを検討する必要があると考えます。

こうした点を踏まえ、高知県および高知市におかれては、PFI 事業に関する積極的な広報活動や適切な体制づくりに加え、公共事業の地産地商を確実にするため、PFI 事業の対象や方式の拡充に取り組んで頂くよう、次のとおり提言いたします（提言１～４）。

また、県内のほとんどの市町村が PFI 事業に馴染みがないという状況を踏まえ、高知県におかれては、PFI 事業に関する各自治体の取り組みをサポートし、県内企業がこれに参加できる環境を整えて頂くよう、併せて提言いたします（提言５～６）。

---

[1] PFI（Private Finance Initiative）：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。官民が連携して公共サービスを提供する PPP（Public Private Partnership）の代表的な手法の一つであり、これにより、地方公共団体等が直接実施するよりも、効率的・効果的に公共サービスを提供することを目指す。日本では、1999 年に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）により、PFI 事業の枠組みが定められている。

《高知県および高知市への提言》

提言１　PFI の活用に関する積極的な広報活動の実施

必要不可欠な公共事業を円滑に進めていくためには、PPP／PFI 事業という選択肢が存在し、官民（産学金）の連携が有効であることについて、高知県や高知市が率先して、県民（県内の自治体、議会議員、企業）に向けて広報活動を行い、PFI 事業について正しい理解と関心をもってもらうことが必要と考えます。

提言２　知事・市長直轄の「PPP／PFI プラットフォーム」の設置

官民連携の専門窓口として知事・市長直轄のタスクフォース「PPP／PFI プラットフォーム」（民間提案制度も含む民間事業者からの提案・相談を一元的に受け付ける窓口）を開設し、庁内の関連部局間の橋渡し、事業化に向けた調整、官民連携に関する情報の共有化、ノウハウの蓄積などを行うことが必要と考えます。

当該窓口を通じ、高知県・高知市と民間事業者が対等なパートナーとして、互いの強みを活かした連携を実現できる環境を構築することにより、市民サービスの向上、行政コストの見直し、地域経済の活性化につながる官民連携を実現できると考えます。

提言３　１０億円未満の公共事業も PFI 事業の対象とすることの検討

高知県や高知市の案件は規模が大きい傾向がありますが、事業規模が 10 億円以上の大型案件においては、PFI 事業を経験している県外企業ばかりが事業を受注する可能性があります。PFI 事業は 20 年、30 年と長期間にわたることが多く、県外大手企業が受注して、県内企業が構成企業や協力企業として参加できなければ、将来も含めて県内企業の売上減少や人材・企業育成のチャンスが失われる可能性があります。

このため、今後は 10 億円未満の小規模な公共事業についても、PFI 事業の対象とすることを検討する必要があると考えます。これにより、県内企業にも構成企業や協力企業としての経験値を積むチャンスが生まれ、公共事業の地産地商が進むことが期待されます。

提言４　料金を徴収する指定管理施設への PFI コンセッション方式の導入

スポーツ施設や宿泊施設など利用料金の徴収を行う公共施設全般に関し、指定管理に併せて PFI コンセッション方式（参考資料を参照）を導入することで、施設運営の自由度を向上させ、民間のノウハウやアイデア（マーケティング力、サービス力等）を活かせる環境をつくることが必要と考えます。

《高知県への提言》

提言５　県内市町村ごとの「PPP／PFI プラットフォーム」の設置を支援

今後県内で PFI 事業が活発化する可能性を踏まえると、県内市町村ごとに「PPP／PFI プラットフォーム」を組成することが必要であり、高知県としても、これを積極的に支援する取り組みが求められます。

各プラットフォームにおける住民、議会、地元事業者向けの研修や意見交換は、PFI 事業をスムーズに進める素地となります。そのうえで、自治体と地元の事業者が連携することにより、地域の公共投資が地域の事業者の商いにつながる、地産地商になると考えます。

提言６　PFI 専門家とのアドバイザー契約の締結

PFI 事業に関する専門的かつ地域の実情に合った知識やノウハウを蓄積し、県内に還元していくため、高知県が、大小 PFI 事業について経験豊富な例えば「NPO 法人全国地域 PFI 協会」と専属アドバイザー契約を結ぶことが必要と考えます。これは、上記のプラットフォーム組成を含め、市町村担当者や地元事業者が具体的な相談をする体制を強化することにもつながると期待されます。

以上

【参考】PFI コンセッション方式とは（出典 内閣府　PPP／PFI 推進室）

- 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式（平成 23 年の PFI 法改正により導入）

- 公共主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。

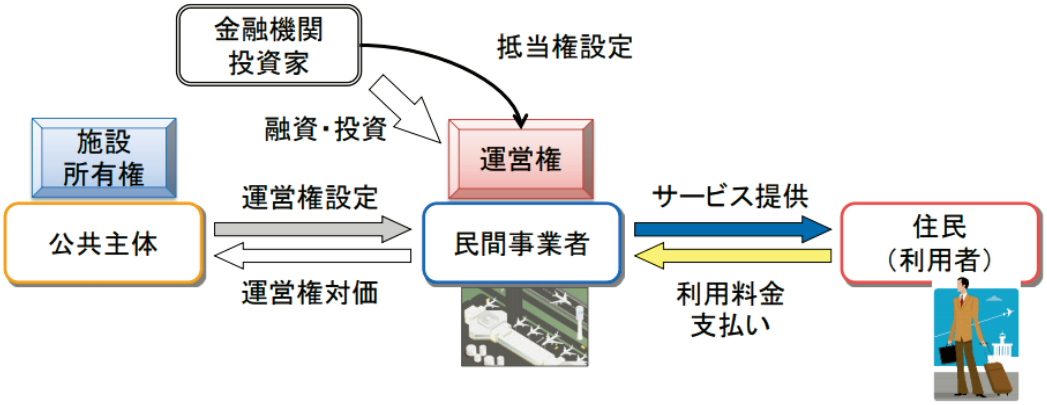

- コンセッション方式については、現状、県民に十分に理解されているとは言いがたいが、同方式には、以下のような幅広いメリットがあるとされている。

【地方公共団体のメリット】
- 運営権設定に伴う対価の取得
- 民間事業者の技術力やノウハウを活かした老朽化・耐震化対策の促進
- 技術職員の高齢化や減少に対応した技術継承の円滑化
- 施設所有権を有しつつ運営リスクの一部移転

【民間事業者のメリット】
- 「官業開放」による地域における事業機会の創出
- 事業運営・経営についての裁量の拡大
- 人口減少や高齢化に対応した一定の範囲での柔軟な料金設定
- 抵当権の設定による資金調達の円滑化

【住民のメリット】
- 事業者による自由度の高い運営が可能となり、低廉かつ良好なサービスを享受

【金融機関・投資家のメリット】
- （抵当権設定が可能となり、）金融機関の担保が安定化
- （運営権が譲渡可能となり、）投資家の投資リスクが低下

本件に関する問合せ先

土佐経済同友会　事務局
〒780-0823
高知市菜園場町 1-21　四国総合ビル 3F
(株)四銀地域経済研究所 内
TEL：088-885-6707　　FAX：088-854-8650
メール・アドレス：tosadoyu@orange.ocn.ne.jp
インターネット・ホームページ：
https://www.tosadoyukai.com/